

兵高教組

2019年12月10日

周査情報報 24号

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL : 078-341-6745 FAX : 078-351-3185

URL : <http://www.hyogo-kokyoso.com>

mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

期末手当・勤勉手当

冬の一時金 改善前の額で12月10日に支給

勤勉手当の0.05月改善分(6月、12月で各0.025月)は、差額として支給

先日の確定交渉で、勤勉手当の年間 0.05 月引き上げを勝ち取りました。6 月期と 12 月期がそれぞれ 0.025 月の引き上げになります。みなさんご協力いただいた 11 大要求署名 4,232 筆を提出して要求・交渉した成果です。ありがとうございます。

0.05 月の改善分は差額として支給されます。給料表の引き上げ(初任給から 30 歳台半ばまで 1,700~200 円)による 4~12 月の給料の改善と合わせて、差額は年内には支給される見通しです。

◆12月の一時金支給月数(勤務期間6箇月の場合)[改善前]

	一時金合計	期末手当	勤勉手当
再任用以外	2.225	1.3	0.925
再任用	1.175	0.725	0.45

▼勤勉手当の実際の支給割合[改善前]



	勤務成績		
	良好	優秀	特に優秀
再任用以外	0.895	1.01	1.125
再任用	0.435	0.47	

※再任用者の支給割合

2017 年度から、再任用者の勤勉手当にも「優秀」「良好」の 2 区分の成績率が導入されています。

6年間で一時金は0.55月改善して年4.5月に

6 年間改善が続いているものの、すべて勤勉手当の引き上げで、期末手当は上がっていません。

期末手当と違って勤勉手当は、勤務成績によって支給率に差がついていて、再任用以外の場合で言うと、◆の表の 0.925 月分は原資平均で、実際には 0.925 月 - 0.895 月(「良好」の人)の 0.03 月分が、勤務成績が「特に優秀」「優秀」の人へまわされて、▼の表のようになります。

再任用者は引き上げなし

今回は、再任用者の引き上げはありません。現職員との差(左表参照)が、さらに開きます。しかも今年度は、再任用者を含む中高齢層(30 歳台半ば以後)で給料表の引き上げがなく、再任用者にとって全く改善がないということは大きな問題です。

高教組は確定交渉の中で、再任用者の賃金の改善を強く求めました。最高号給に対する再任用時の給料の割合が次の表のようになっていることについて、

	高校 2 級(教諭)	高校 5 級(校長)
月額	65%	86%
年収	56%	74%

率の引き上げを求めるとともに、2 級と 5 級の差が何なのかを問い合わせましたが、国の給料表を使っているということ以外の理由はありませんでした。県当局は、国に対して改善の要望もしようとはしません。

高教組は、再任用者の一時金の支給月数や諸手当の支給など、賃金水準を現職員と同等にすることを、引き続き求めていきます。

一時金は期末手當に一本化を

高教組は、一時金を期末手當に一本化し、支給率の差をなくすよう要求しています。(なお、勤務成績「優秀」適用者について不明な点は、分会長を通じて本部にお問い合わせください)

★冬の一時金の額を計算してみましょう!★ (勤務期間 6 箇月の、再任用以外の職員の場合)

期末手当 = {給調 + 扶 + 地扶 + (給 + 地) × 職務加算率} × 1.3

勤勉手当 = [給調 + 地 + (給調 + 地) × 職務加算率] × 0.895(良好) (優秀は × 1.01)

給調 : 給料(調整額) = 給料表額(or 現給保障額) + 教職調整額(4%)

扶 : 扶養手当

地扶 : 扶養手当を算定基礎に含む地域手当… (給調 + 扶) × (地域手当支給率)

地 : 扶養手当を算定基礎に含まない地域手当… 給調 × (地域手当支給率)

職務加算率

5% (0.05) … 教育職 1 級 63 号給以上・教育職 2 級 55 号給以上・

技労職 87 号給以上、行政職 4~6 級

10% (0.1) … 教育職 2 級 141 号給以上・教育職 3 級・行政職 7 級など

《地域手当の支給率》

9.4% … 神戸、尼崎、西宮、

芦屋、伊丹、宝塚、

川西、明石

6.4% … 姫路

4.4% … その他の地域

※本来は、10.9%、7.9%、

5.9%ですが、県「行革」
で削減されたものが復元
されていません。

教職員の生活と権利を守る高教組へ、あなたもぜひ!